

「欠陥住宅・追加変更契約110番～思わぬ代金請求を受けたことはありませんか?～」 の実施について

記

1 110番の実施概要

(1) 実施日時

平成24年7月7日(土)

※午前10時から午後4時

(2) 電話番号(5台)

06-6316-0931

(3) 相談担当者

本会消費者保護委員会委員

(4) 電話相談後の処理

法律相談又は弁護士の紹介を希望される相談者には、本会総合法律相談センターを紹介いたします。

(5) 問い合わせ先

大阪弁護士会委員会部人権課 消費者保護委員会担当事務局(岡地)

(TEL 06-6364-1227)

(6) 主催団体

大阪弁護士会

2 実施の理由

東日本大震災後、地震・津波に対する予知の精度や防災意識の向上から、建物の新築や既存住宅の耐震補強・リフォームの需要は増加傾向にありますが、他方で、施工に伴う追加変更契約の存否や同契約に伴う増加費用の請求などを巡るトラブルも増加しております。これらのトラブルは、当初の契約内容が契約書・図面・見積書等で十分に特定されていないことに起因している場合が多く、リフォーム契約においては特に顕著です。これら追加変更契約を含む欠陥住宅被害の救済及び未然に予防するために、住宅の安全を確保するための活動を今後も継続していく必要があります。

そこで、被害に遭った消費者からの相談を広く受けるとともに、近時いかなる被害が消費者に生じているのかを正確に把握するため、本年度も欠陥住宅関西ネットとの共催で110番を実施いたしますので、お気軽にお電話ください。

以上